

針路

宮古市少年センター

宮古市市民生活部 生活課内
宮古市宮町一丁目1番30号
☎0193-62-2111 (内線1817)

新年度あいさつ

宮古市少年センター所長 川原 栄司

桜の季節も足早に過ぎ、風薫る爽やかな季節となりました。

みなさまにおかれましては、日頃から少年センターの取り組みにご理解・ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

子どもたちが、心身ともにたくましく健全に成長することが私たち皆の願いです。

また、犯罪に巻き込まれないような環境を整備することは社会の責務でもあります。

当センターは、今年度も学校や地域、関係機関との連携を図りながら、子どもたちの非行防止と健全育成に努めてまいります。

これからも皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

◇市役所4月1日付の人事異動により、名取綾子主査に代わり、澤田郁治主任が着任しました。

宮古市少年センター職員紹介

所長	川原 栄司
主任	澤田 郁治
専任少年委員	佐藤 久美子

TEL 62-2111 (内線1817)
FAX 63-9110

着任あいさつ 澤田 郁治

生活課には8年ぶりの復帰となります。前回在籍時には、委嘱状交付式や夜間の宮古駅周辺の巡回にも参加させていただきました。今回も時間が許す限り、参加させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

異動等により選任された少年委員さんは14名です。

みなさんどうぞよろしくお願いたします。

今年度は、人事異動等により14名の少年委員さんを選任いたしました。街頭巡回時には、身分証明書・腕章を身に付けて巡回してください。今までになく変動人数が多く、各班長さんも大変だと思っておりますが、よろしくお願いたします。



新型コロナウイルス感染症対策

令和5年3月13日から、**マスク着用は個人の判断**が基本となりました。

宮古市少年センターでは、少年委員による巡回活動は周囲の方に感染を広げないため・感染から守るためにも、引き続きマスク着用にて活動を実施していきます。

令和5年4月1日より こども家庭庁創設・こども基本法施行

すべてのこども・おとなに
知ってほしい

こども基本法って？

詳細はこども家庭庁ホームページを
ご覧ください。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される権利が
守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢をもち、
喜びを感じられる社会をつくること。



多くの人が「こども基本法」の意義を知り、子どもを中心に考え行動する大人が増えることを願っています。

活動日誌より

令和5年4月12日（水） 3班
（交流センター→駅前広場→末広町→
新川町ゲームセンター→大通り→宮古駅前）
交流センターの2階には、高校生4名と
一般成人2名がそれぞれ勉強したり、
新聞を見たりして過ごしていた。駅前
広場には、高校生1名が保護者の迎え
を待っていたようだ。商店街で下校中
の中学生6名と会い言葉を交わした。
ゲームセンターには高校生の姿はなく、
一般客10名ほどがゲームを楽しんでい
た。特に問題となる行動は見られな
かった。

令和5年4月24日（月） 6班
（さくら公園→のぞみ公園→かんぱな
公園→ジョイス宮古店→さくら公園）
令和5年度最初の巡回となりました。
今回は委員4名の参加。日照時間も長
くなり、懐中電灯を持たなくてもよ
くなりました。今回の巡回時には特に問
題はありませんでした。

宮古市少年センター 4月の街頭補導状況

	実施日数	従事人員	指導数
午前	0日	0人	0人
午後	0日	0人	0人
夜間	6日	26人	0人
合計	6日	26人	0人

7月・8月は
「青少年の非行・被害防止県民運動」実施期間！